

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 9 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成20年1月10日（木）
10：00～12：30
場所：岐阜県議会 西棟 第1会議室

司会 定刻となりましたので、只今より、第9回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会を開催いたします。開会に先立ちまして環境生活部長の高田よりご挨拶を申し上げます。

環境生活部長 環境生活部長の高田でございます。おはようございます。また、新年明けましておめでとうございます。

委員の皆様におかれましては、年始間もないこの時期、ご多忙と思えますけれども、委員会にご出席をいただきまして誠に有り難うございます。この検討委員会も今回で9回目ということで、当初の計画では今回を含め、あと2回という事で大詰めを迎えているところでございます。これまでの間、各委員の皆様方には大変精力的にご検討ご審議をいただいておりますが、最終報告まで引き続きご協力を賜りますように宜しくお願いを申し上げます。

ここで少し、御嵩町の産業廃棄物処分場問題についてご報告をさせていただきますが、去る12月26日にこの問題に関しまして、寿和工業の清水社長さんと御嵩町の渡辺町長さん、そして古田知事による3者会談を開催いたしまして、3者の強い意志のもと、住民投票で示されました御嵩町民の意志を尊重して早期円満解決に向けた話し合いを継続していくということで合意をいたしました。各委員の皆様には今回の検討委員会の資料をお届けする際に、3者会談後に開催をいたしました共同記者会見で公表した共通コメント、その発言内容についても併せて送付をさせていただきます。今後ともこの問題についてもご理解を賜りますようお願いを申し上げます。本日も残ります問題に向けましてご検討いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

司会 本日進行を務めさせていただきます、永田でございます。よろしくお願いをいたします。

本日の出席委員のご紹介につきましてはお手元の配席図をもってかえさせていただきます。

<配布資料の確認>

なお本日の会議は傍聴希望者が4名あり、予め委員長のご了解のもと入場していただきましたことをご報告いたします。

本日の委員会は12時30分の終了予定となっております。
それでは堀内委員長、よろしくお願いをいたします。

委員長 おはようございます。いよいよ10回、あと1回を残して今日を含めて2回で、これまで2年間にわたって、長い時間を費やして岐阜県の産業廃棄物の設備をどうするか、そういうことを含めた検討を行ってまいりました。

今回が実際に議論する最後の回になります。次回はそのまとめたものの再確認という形になると思います。これまで話してきました中で意見を調整する大変重要な点として規制型、支援型、給付型という観点からいろいろ産業廃棄物の設備などをどう考えていくかを検討してきました。規制型については既にこれまでかなり深く意見を交わしてまいりました。支援型については前回それぞれの委員の方にどのようなポイントが重要かということをお話していただき、少し踏み込んだ形になっています。それで、まだ残っているのが給付型なのですが、従って今日は給付型をかなりクリアして、残っている部分をまとめ、最終的に整理していきたいと思います。今回はできるだけ円滑に会議を進めるために、ワーキンググループでこれまでにしているいろいろな意見を分かりやすく整理していただきました。その案を元に皆さんの意見をお伺いさせていただきたいと思います。早速ですが次第にしたがって進めてまいります。次第の2の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

<報告関係資料集 報告資料1～4の説明>

委員長

ありがとうございました。不法投棄現場の視察で得られましたご意見などは、後ほどの規制の議論にも関係しますので、その際にご意見や感想を頂戴することにしたと思います。

それでは本日の議題に入らせていただきます。先程申しましたように、今日はまず給付について、第一議題ということで検討したいと思います。給付とは、県が自ら産業廃棄物処理施設を整備していくということで、そういう整備事業を行う。昨年の委員会でも関連する項目ごとについて議論してきたところではありますが、まず提出されました資料について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

<議事資料1-1～1-3の説明>

委員長

続きまして、先ほどのワーキンググループの報告にもありましたように、給付に関するこれまでの意見を集約をしておられるワーキンググループのリーダーである守富副委員長から報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

副委員長

<議事資料2-1 ■産業廃棄物処理における「給付」についての説明>

委員長

今説明がありましたワーキンググループで、給付について、これまでのいろいろな収集しました意見、データ等分析しまして、紹介にありましたような対応策、これが示されております。委員の皆さんには、すでに資料をお配りしておりますので、見てきていただいているとは思いますが、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。最初の方で給付に関する課題点の整理が列挙されております。その内容に従って、対策としてこういうことが考えられるのではないかとという対応策が提示されています。

副委員長

一つだけ付け加えさせていただきます。今のワーキングの最終案に向けての資料と、先ほどの議事資料1-2で事務局の方から報告がありました給付へのニーズと課題、6ページの方が資料としては良く、皆さんの意見を含めて入っているという意味では、要するにアンケート結果からみた場合の公共関与すべきであると思うという意見に対して、これま

でに委員会、あるいはワーキングの中で出てきた意見等々、そこに集約されている格好になりますので、そちらの方を見つつ、最終報告のところに行きたいというふうに思います。

委員長 どうでしょうか、意見、それぞれ委員の方出していただきたいと思いますが。どうぞ、兼松委員から。

兼松委員 今、ご説明していただいたとおりだと思います。アンケートが先に行われ、私たちの検討がその後続くものであったら、今回改めてこのような検討の必要はなかったと思います。委員会として中間報告が出ていて、その後アンケートが行われた、そういう経過の中で、なかなか私たちが検討したその内容が伝わらなかった。今回こうやって検討することで、それが県民の皆さんに伝わっていく良い機会だと思っています。

それで公共が関与した場合、経済的に事業継続が困難になっていく例としてつい最近報道されておりましたけれども、滋賀県の甲賀の産廃処分場があります。長い経過の中で作られた甲賀の処分場ですけれども、結果的には1年間に6万5千トンくらい処分する計画で施設を作った。けれども実際には2万トン集まるかどうかというところで、これから維持していく費用の赤字、そういうものが121億円くらいになるというような記事がありました。途中で廃棄物の減少があってもそれに対応できる、素早い対応ができる体制っていうのは公共の場合はなかなか取りにくい、そういうことの一つの表れではないかと思います。そういう意味で県民の皆さんが公共を信頼してとか、排出事業者の方が自分の近くにあったら、より安心して安く処分を依頼できるとお考えになる、それはわかりますけれども、データから見てそういうふうにはなっていない。そういうことも報告書の中にきちんと書いていきたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。

兼松委員、今の意見で例えば積極的に県が、公共が関与して、そういった設備投資しても、何年か経つと、現状をみると適切でない、コストの面とか運営の面とか、そういうものがありますが、なぜそういうことになると思われませんか。

兼松委員 この委員会に入って、知ったことですがけれども、世界的な産業の動き、法律の中でリサイクルが義務付けられたりしていく、そういう中で廃棄物の量もありようも随分変わってきている。そういうことを加味した上で施設を検討しなければならない。ところが公共が関与していく場合に、最初にどういう規模のものを作ろうということがあって、それに向けて作っていくので、途中でニーズが変わってきてもなかなかその予算を変えてまで、それから施設を縮小するという決断には至らないのではないかと思う。そういう意味では今回いろんなデータを集めてくることは事務局の方々も本当に大変だったと思いますが、岐阜県にとっては良い機会だったと思います。

委員長 森朴委員、こういう処理関係の業者の人たちは特に時代時代の県民のニーズに合った対応をしていかないと、自分たちの事業が変わってしまう可能性があるというような意見が出たと思うんですが、その辺の情報の徹底みたいなことが、業者間とか組合間で流されているのでしょうか。

森朴委員 直接的に今委員長のご質問の回答にならないかもしれませんが、やは

り2年近くにわたって、それぞれ立場の違う委員によって議論を積み重ねてきた結果、明らかになったことは、やはり法律上の仕組み、枠組みと現状が大きく乖離していて、それを無理やり整合させようとした一つの試みが産業廃棄物に関する公共関与による給付ということだったのではないかなというのが現時点での認識です。本来、産業廃棄物の処理というのは、環境を保全する側の施設であるにもかかわらず、地域住民とのトラブルにおいて環境破壊の元凶というふうに見られてしまう構造があって、この構造をきちっと県民レベルで議論をすることなしに、対立の構造が広がってきてしまったことが、やはりその脱出路が公共関与による施設の整備という議論であったような気がいたしております。一方においては事業者側、廃棄物処理の事業者においても排出事業者においても、事業者側に法の枠組みの中で適正処理を行っていくということに関する法令順守の意識が欠如していた事例が、やはり多数見受けられる。そのことが悪循環として地域住民との不信感を招き、行政上の混乱にも至ったというようなことであったのではないかなと思います。

期せずして最初の事務局からの報告にありましたように、御嵩町における産廃処分場建設を巡る紛争が、今大きな転機を迎えておりますが、やはり検討委員会においても立場の違う委員の方々が真剣に議論をしてきたように、御嵩においても事業者と県行政、町とそれぞれがお互いの立場を理解する側で問題の解決を図ってくるような時代になってきました。今、最終報告に向けたワーキンググループの案を策定する際に、お互いの違いはかなりあるわけですが、ものの見方が。しかし適正な廃棄物処理施設を作るための方策というのはかなりの部分で共通項が見えてきたような感じがいたします。その際に行政の関与による直接的な給付というような形での施設整備が、やはり実態において本質的に進むべき方向に沿っていないんじゃないかと、廃棄物の適正処理というよりは、事件、事故というようなものに対する対応策としてしか整備されてきてないんじゃないかということは明らかになったと思います。現時点において、今回の委員会で検討されるべき課題である給付については公共による直接給付というのはすでに現実性を失っているのではないかなというのが私どもの判断です。以上です。

委員長

公共がこのような給付に関わるということの現実性が、どうも崩れてきているのではないかと。排出者の立場から、加藤委員、例えば給付関係で公的にいろいろなサポートがあるとすると、非常にうまくいくだろうと。ところが排出者の方から、企業からは実はずうまいって聞いて聞かえてくるのだけれども。それがうまくいくにはどういうことが問題だと。例えば支援してもらおうというような状況を望むならば、それがうまく県民やいろいろな方に理解されるようにするには排出者としてはどのような取り組み方をすべきか、この点どういうふうに考えておられますか。排出者の側でもやっぱり県の積極的な関与は問題というか、いろいろな角度で見れば問題がありそうだから、やはりそれは考え直した方が良いという意見でしょうか。

加藤委員

排出事業者側から見てですね、当初の考え方から私もだいぶ変わってきました。これだけのデータも取り、また問題も整理してきた中で、今日の給付にも触れるのですけれども、やはり環境保全の中で廃棄物という扱いは非常に難しいテーマだったと思うのですが、その中でこれだけ整備していくと、やはり排出事業者側は廃棄物を、まず発生を抑制していかなきゃいけないと、思っています。それが排出事業者、中小を含め

てですね、全体がそういう動きになってるかと言うとそうでは無いと言うのははっきりしてきましたし、またその意識もやはり経営者の考え方によって、営利を優先させる部分が多くなると、どうしてもこういった部分に投資をしないといったことははっきりしてきましたし、そういう中でやはり排出事業者側としては、繰り返しますけれども抑制をする中で、どうしても出さざるを得ない廃棄物を、じゃあどうやって自前で処理していこうかといったところにニーズがあります。出たものの絶対量を抑えて少しでも処理しやすくするような、そういった仕組みを作っていかなきゃいけないかなど。一方出るものはどうしても処分してもらわなきゃいけない所ですが、その部分でも今日だいぶまとまった資料がありますが、やはり処理しなきゃいけないものは、民間を通じても結構ですので責任のある収集（収集運搬業）も含めた適正な施設があれば対応できるのではないかなと思います。ちょっとまとまってなくて申し訳ないのですが。

委員長

建設業界の関係はどうでしょうか。

堀委員

建設業界のこととは違うのですが、給付のところで課題点の整理の中に（不法投棄との関係）というのがありますね。これは誠にうまくまとめていただいた、言い得ていると思うのです。後で報告があるかも知れませんが、先般、不法投棄の現場を視察させていただきました。いくつか視察しましたが、すべてここに書いてあるように、本来の処分費用を自己の利益に回してしまうような行為、いわゆるやるべくしてやったということで、やむにやまれずやったという事例は一つもありませんでした。ですから私は最初から言っていますが、不法投棄とは別に廃棄物行政があるのだということを、これからまとめる報告書の中ではもっともっと強調する必要があると思っています。

給付に関して言えば、最初の説明にありましたようにいわゆる一般の方のアンケートの中には、業者は信用できないから公共関与の方が良いという割合が高いのですけれど、これはやむを得ないと思います。けれど私は民間の立場ですから、どうしても事業を利益とか効率とかで考えてしまいます。そうすると、こちらに県の方が一杯いるので言いにくいのですが、やはり官のすることは、親方日の丸的というか厳しさが足りないと思うのです。色々な状況の変化になかなか対応できないのではないかなと思うのです。その良い例が先ほど兼松委員が言った滋賀県の事例でしようが、確かにむべなるかなという感じで聞いていました。

建設業界は多くの産業廃棄物を出しています。リサイクル、3Rは進んでいますが、決して廃棄物がゼロにはならないわけです。したがって最終処分場の設置は当然希望するわけなのですが、やはり民間の方が良いのではないかなと思います。

委員長

今、かなり民間の活用の方が公共関与するよりもはるかに効率的に、現実的にいいのではないかなという意見ですけれども。

小林委員

今のお話で私も上手に不法投棄の所をまとめていただいて、これは強調しなければいけないところだというふうに私も思っています。ただ、先ほど兼松委員が言われたように、公共の関与でどうして施設がうまくいかないかっていうのは、一つには私は経済的なことが、あまり環境の方に要素に入っていないことにあると思うんですね。たとえば景気の動向であるとか、マイナスの面はこういうふうに急激に変わっていくとい

うことを予測し得なかった。さっき親方日の丸というふうに言われましたけれども、そういう部分がかかなりあったということと、もう一つは技術革新に対する情報が、やはり環境部分ではかなり後で、遅れてやってくる部分があるのではないかなと思います。私たちの団体は環境保全の団体なので、主に自然を相手にしている団体なんですけど、その中でも私はちょっと経済の方に振れている、温暖化の方に振れているものですから、すごく感じるのが、やはり経済の中でかなりこういう時代になって来ると資源の有用性であるとか、エネルギーの大切さってということがわかって来ると全体がまとまって、その中で対策が立てられていく。けれどもそれが環境に反映させられるまでにはかなりのタイムラグがあると思うんですね。それをもう少しうまくやっていけるのが、多分民間であるということが、今の施設が民間に任せた方がいいという我々の意見になった部分もあると思うんですね。それで、対応できることがかなり民間の方が早いっていうのは、やはり皆さんの一致するところでした。もう一つ、このアンケートを見て、すごく誤解があるっていうのは、公共にゴミ出しというか、廃棄物を出すのが安くなるというのは、一般の方の大変な誤解があります。私たちが何度計算してみてもそういうことは無いし、だからと言って公共だから安全が図れるかっていうと、やはりコストをかけないと安全が図れないということがなかなか学習できない。もう一つ他のところにも関わってきますけれども、自然保全をやっている団体は自分たちのところに関わって来ないと、その知識は得ようとしません。多分一般の方も同じです。だからゴミの焼却場が来る時になって初めて皆さんがわかるということなので、その意識底上げっていうことをどうしていくのかっていうことがこれからの課題になるので、私はぜひ一般の方の底上げということも、もう少し書き込んでいただければいいなというふうに思っています。

委員長

ありがとうございます。公共関与、そのうちの給付という事で話しますが、市長会長、市長会から一言お願いします。

森委員

非常に難しい問題ですがね、どちらがコストが安いかというのは、やりよう一つで同じだと思いますよ、僕は。各務原市もこんなことやってますが、絶対民間には負けませんね。むしろ安いくらいですよ。やりよう一つですからね。ですからトップがね、トップがきちっとして指示しているということですね。それで私は産業廃棄物を一般の住民の皆さんがね、公共の方がいいと思うのは道理だと思いますよ、それはやっぱり信用があるからですよ。行政の方がね、残念ながら信用があるからですよ。ですが、そこはきちんと説明すればわかるんじゃないかと思いますがね。要するに産業廃棄物処理施設が岐阜県は足らんことは間違い無いんでね、足らんことは間違い無いんで、それを公共がやるか、公共が婉曲的に関与しながら民間にやっていただくかは手段の問題なんで、私はきちっと説明すればわかるんじゃないかと思いますがね。コストはね、要するによく考えると行政がやっても民間がやっても同じですよ、コストは。要は違いはですね、行政だと何でもかんでも料金を安く設定する癖があるんですよ、行政だと。そこを乗り切れば実際はこのくらいかかるんですよということをきちっと説明すればいいということですね、そう思います。

加藤委員

よろしいですか。

委員長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 別に反論するわけじゃないのですが、公共の場合ですと、大量を処理する、それもある程度決まった量を処理するというところで、多分ランニングコストは安くなると思うのですが、いろんなゴミの種類がございまして、調べていくとそれなりの種類の別の、それぞれに適した処理の仕方があり、それぞれ違う処理施設を公共が持つと、おそらく収支バランスが崩れるのではないかと私は思っております。ですからニーズに合った処理形態のシステムを細かく持った方が岐阜県のゴミ全体を処理するという上では、そちらの方が機動的だし優位性があるのかなと思っております。別に公共が安い、高いという考え方は私には持っていませんが、やはりニーズに合った処理の仕方を、いくつも集团的に持っていればですね、そのうち廃棄物全体の処理がスムーズに流れていくのではないのかなと、そう考えております。その上でも、排出事業者はそれなりに抑制を図り、処理サイトは小さなコンパクトな処理施設がいくつかあった方がいいと考えると、やはり民間の方が、機動力があるのかなと考えています。

森委員 一理ありますね。委員長。

委員長 はいどうぞ。

森委員 補足ですが、正確に言いますとですね、公共と民間がどっちが安いかということはね、正確に言いますとね、人件費ですよ。人件費は公共の方が高いですよ、人件費はね。それ以外は能力の問題ですよ、経営能力の問題です。以上です。

委員長 ちょっと待って下さい、稲葉委員、町村会長の立場からどうですか。

稲葉委員 いろいろ議論があるのがもう当然だと思いますが、まず処理施設があるかないかということになりますと、やっぱり最終処分場、これにも県外がかなり求めていっておるということで、この岐阜県内でもですね、いろんなところで、三重県、あるいは遠く山梨県までとか、そういった話があるというふうに、私は現実問題として、あるわけがございますから。それで民間でやると安いのか、公共でやると良いのかということですが、やっぱり今までですね、例えば焼却場であったりすれば当然公共で一般廃棄物として責任を持って処理しなさいというような形になっていたと思うんですね。それが全然いや誰でもいいんだ、ということであればもっと早く、こういったことを言っていたら、やっぱりその後でいわれました、小さい処分場がいくつかのところであった方がいいんじゃないかという話もあります。ただ、もうすでに県下では、いろんな一部事務組合にしろ、市町村で取り扱っておりますので、そういった中でさらに最終処分場ももちろん必要であると思っております。ですから私は環境基準というのはですね、これをクリアするために多額の経費もかけておりますので、これも時代の推移で当然新しくダイオキシン対策を取らなければならないということであれば直ちに期限内にやる、あるいは出来なければ閉鎖するという処置でいろんな所と協議して、今まで進めてきましたので、この産業廃棄物の処理場と、処理をするということは広い意味での廃棄物の処理だと思っておりますので、これは議論があっち行ったりこっち行ったりするかもしれませんが、今のところは公共

でやっておりますが、民間でおやりになるというのが採算が合えばやっていかれると思いますし、ただ公共で作ったものがどうなるのかということもですね、切実な問題になるのではないかというふうに私は思っております。

委員長

わかりました。ではもう一人、後藤委員、環境保全の立場から給付について。

後藤委員

私どもは環境保全協会でございます、いわゆる処理業者の方々と、そしてまた私ども排出側の、いわゆる製造業あるいはそれ以外いろいろございますけれども、そういう集団でございます。それで今までいろんな話をですね、これ十何年来いろいろ聞いてまいりましたが、設置するにつきましてはこれは今、例の御嵩の問題がですね、すでに白紙に戻すというようなことで、新聞なりテレビなりに私どもは聞いておるわけでございますが、実際に私ども自身はいわゆる製造業、排出側でございますね、かなり今まで埋め立てをすればいいじゃないかという感じからは少し脱却しまして、全部がさらに再生品で作れる商品に、今しておるわけでございますけれども、御嵩あたりがああいうふうで許可になればですね、非常に岐阜県としては大変いい結果になるんじゃないかと、こんなようなことで実は期待をしておったわけでございますが、それはとりあえず白紙であるというように聞いておりますし。そして今、民間か役所がおやりになるというようなことと、どちらがおやりになるということでございますけれども、今までの私どもの関連で参りますと、やはりこれは民間はですね、利益を追求しなきゃならないので、かなりやはりいろんなものに節約をしてですね、採算のとれるようにしていくということが、まあ、森朴委員がおいでですので私がいうことではございませんが、寿和さんなんかはかなり皆さん努力されましてですね、きちっとした設備になっておるということでございますし、じゃああれを役所でおやりになるということになると、私は大変なことではないかなと、まずおそらく現在のコストから考えてみるとですね、非常に高いものになってしまうというふうに思うわけでございますが。しかもああいったものを設置しますと、ご承知のように雨がどんどん降りましても、いわゆる浸水していく水がございましてけれども、水がある程度きちっと処理しないと河川に入ったら大変な問題ですしね、ああいうランニングコストも大変な費用がかかるということですね、そういう意味においてはやはりこれは民間がいわゆる利益を追求しなきゃいけないということにおいて、非常に私はまだコストを下げる余地があるんじゃないかなと、こんなふうに私は思います。まあ、私は今良く言えませんが、そんなふうに今、私は考えておるところでございます。

委員長

具体的な事例をあげて説明していただきました。こういう給付に対して、県、公共が関与するかどうかという話で、民間の方で自主的にいろいろな効率的にそういったものを考えてやっていくのが現実的だろうというのがあります。税金を使ったそういったものがうまく使われていない事例なんかを考えますと、やはりどうかという意見も出てきますし、一方で県が関与したって、公共が関与したってそれはやり方次第できちりいくんだという指摘もあります。その他にも民間の方から対象となる産業廃棄物、ある意味では資源、そういった種類の価値、その価値によってはかなり民間レベルで活用できるだろうし、そうじゃなくて、本来に公共的な仕事として処理できるのだったら、県が関与できるのでは

ないかと。いずれにしても処理コストというのが問題なんだとっておられたと思うんですが。給付については必ずしも公共関与する場合に給付をしなくても、他の規制とか支援という形で公共関与することで、給付の問題があってもカバーできるのではないかという考え方もあると思うんですが。その辺どなたか意見ございませんか。

小林委員

一つにはみんなつながってきているので、一つの政策だけでは解決できないので、ワーキンググループの中でも、優良な業者の指定を県がしてくれれば、もっと信用ということがもっと高まるのではないか。高まるのであれば、もっとゴミが集まる。全部つながっているっていう意見が多かったと思います。それで先ほどちょっと言いかけたんですけども、やっぱり一廃と産廃は違うということが皆さん、住民の方たちがよくわかっていらっしゃらない。その部分をはっきりさせると、やっぱり一廃は公共がやる部分、産廃はものすごく細かくて常に技術革新があって、今までゴミだったものがリサイクルに回せるとか、それからいろいろな細かい何かが出て来た時にそれにすぐに対応できてコストがかからずに出来るのが、やはり私は民間の方がよかったのかなというふうにワーキンググループの中ではデータが出てきていたのです。それは良かったと思います。ただひとつの施策でこうだからってということじゃなくて、いろんな施策を一度に方向性をもって出していかないと、なかなかこの民間に任せるとか公共に任せるとかということが難しかったのではないかというふうに感じました。

委員長

ありがとうございます。そういう意味でですね、給付だけを論じて公共関与の在り方を考えるというのはなかなか難しい状況にあるなど。複雑に絡んでるということで、今日は給付の話がだいぶ出たんですが、このあと規制、支援、そういうようなことでいろいろ具体的にワーキンググループで詰めていただいた案件もございます。ここまでいろいろな意見が出ましたが皆さんは自治体の代表、あるいは企業の代表、あるいは住民側の代表として、みんなそれぞれの思いで出ておられるので、出来るだけお持ちの意見は反映できるような形で最終に、取り入れられればいいなと考えています。対策案がここに出ておりますが、この案を基に、さらに今日出ましたいろいろな意見を踏まえまして、さらに最終的なものに関する対応を、ワーキンググループでもう一度練っていただくということで、この辺で給付については時間のこともございますので終えたいと思います。続いて若干議論も必要ですが、前回までの委員会で取り上げた規制ですが、これについては一定の議論がなされてきておりますので、この規制に関して、今度はワーキンググループでまとめたいただいた案を、守富副委員長から説明していただくということで進めていきたいと思っております。

副委員長

では、もう一度元に戻りたいと思いますが、その前に今の給付のところで一言だけ申し上げたい。ワーキンググループとしては地球環境村の時にありましたように、財団法人を形成して公共が直接関与するっていう、そうした給付の仕方の点が議論にあったということと、例えば3セクである、あるいは間接的なこれから意見の出ます規制、支援の格好で、当然公共関与を、逆にいえばすべきである、それはただ直接的な許認可権のある県、あるいはそうした自治体が直接そういうところに給付を行っていくのはおかしいのではないか、経営基盤も含めてですね。そうした不法投棄あるいは現在の処理場の不足を解決していくためには、やは

りそれを実際に施行していくっていいですか具体化していくのにどうしても規制であるとか支援といった格好を優先して、そこに何百億か百億か分かりませんがお金があるんであればそうしたところに回していくべきではないかといった意見が強かったように、私は印象を持っております。

<議事資料2-1 32～39ページの説明>

委員長 ありがとうございます。規制のところでもまず一点として合意形成のための手続き、合意形成の手続きですね、これについての対策のところを今説明がございました。32ページの下の方から説明がございますが、この合意形成についてどなたか、これでいいかどうか、付け加えることがあるかどうか、ご意見をお願いしたいと思っておりますが。

兼松委員 今日、差し替えられた資料の中で33ページ、一番最後のところです。「(〇〇の)責任の所在を明らかにし、関係者への過度の負担を強いることのない、合理的な仕組みであること。」とあるのですが、「責任の所在」を明確にしないと次に報告書を受け取って、それを具体的な要綱なり条例なりにする時にとっても困るだろうと思います。なので、それを「〇〇」というのはきちっと明確にすべきであると思います。次の「関係者への過度の負担を強いる」とは、具体的には何なのか、取り様によっていろいろあるのではないか。ここのところはきちっと明確にしていく必要があると思うのです。

委員長 この関係者というのは一体どういう人たちを対象として考えているのかということも明確にしなきゃいけない、した方がいいと。責任の所在もどこかということも明らかにしなくてはいけないと。どうでしょうか。関係者っていうのはいろいろあるでしょうね。わかりますよね、皆さん、今のページのところ。案として出ているところで、もう少し具体的にどういう関係者であるかということを考えておく必要があるのではないかと。

森朴委員 「〇〇」というのは何ですかね。

委員長 それが付け加わったんですよ。

森朴委員 委員長、これワーキングの時は「〇〇の」というのはなかったんで、県事務局が付け加えたのですか。

副委員長 意見書として多分出されたものです。

森朴委員 誰かが。

兼松委員 兼松が「責任の所在を明らかにし、」という、その責任の主語は誰なのかということがわからないので、これを明らかにしないと、受け取り方によって、いろいろに受け止められてしまう。これをどうしても入れるのであれば明確にすべきだと思いました。もう一つは「関係者に過度の負担を強いることのない」という部分は一体誰なのかということも分からない。私はかえって、こういうことを入れるのではなくて、32ページの一つ下の、対応策、ワーキング案の1、「産業廃棄物処理施設の

設置における業者と関係住民との合意形成を図るために手続き上の県の関与と責任及び利害関係者等の範囲と役割を明確にした規定を整備する」、ここに明確に示されているのではないかと考えています。なので、私としては分からないものをあえてわかるように付け加えるよりも、ここをなくして、32ページの一番下の部分で足りるのではないかなと思っています。

委員長 今、そのような意見が出ましたがどうでしょうか、この「責任の所在を明らかにし、関係者への過度の負担を強いることのない」という項目を削除するということですね。

兼松委員 はい、ワーキンググループの中では、この文言は入っていなかったのです。

副委員長 確かに私もこれを見させて頂いた時、この責任って誰なんだっていうのは正直に思った次第で、あえて言えば、事業者と住民と行政と三者なのかなとは思っていました。三者の責任の所在を明らかにし、それぞれの責任の所在を明らかにし、関係者への過度の負担を強いることのないようにという読み方になるくらいに思っていました。けれども、ざくっとした意見であって、これはあってもなくてもいいんじゃないかなと個人的には思っていました。当然今言われたような意味で最初の方にも含まれている意見だと思います。

森朴委員 ちょっと唐突になってますので、ワーキンググループでもう一回揉み直したらどうでしょうか。

委員長 それじゃこの項目に関しては再度検討していただいて、また新しい最終的な案にさせていただくということでお願いしたいと思います。
それから今のが合意形成でしたが、次に②の方ですね、住民同意の。

兼松委員 手続きの中で、その他の、フローチャートの中のその他の意見と書かれているところの「※1」、これはワーキンググループの中で私が提案いたしました。というのは日本の環境影響評価法もあるし、施行もされていながらアセスメントと言われています。これは非常な皮肉だと思っています。なぜこう言われるかという、事業する場所が決まってしまう、そこを取得してあったり、そこ以外に検討されていなくて、ここが大丈夫だというための、それに合わせるためのアセスメントだからアセスメントだというふうに言われた。でも本来のアセスメントっていうのは、事業計画を持った、具体的で無い段階であって、この辺で事業をするという計画を持った段階で関係する住民にこういう計画があるのだけれども、これに対して環境影響評価をする、その時にいったい何が必要になるだろうかっていう、まずその段階から住民に問いかけがあってほしい。今までと違う手続になって来るので、事業者の方々にとって、負担感を感じられるのかもしれない、本来の環境影響評価の手続きというのはそういうもので、それに近づけていきたいと思って、ここに入れました。

委員長 兼松委員、この段階ではもう公共関与がないわけですね。だから事業者が事業者の立場であらかじめやりたいと思った時には、自分たちでやりたいと思った時には環境アセスメントをまず第一回やりなさい、とい

うことですか。

兼松委員

いえ、アセスメントのための必要な要綱、要件はもう法律的には決まっていますが、その中にその地域の住民として盛り込むべきことがあったり、要望があったりする、それを事業者が選ぶのではなく、住民も参加して一緒に作っていくということです。

委員長

それはこの位置でないといけないですか。

兼松委員

その方が望ましいと思っています。

委員長

この後の、いわゆる本当のアセスメントであるときに反映されていればいいわけですね。

兼松委員

それは代替案もあり得るといって、いくつかのアセスメントの候補になるのかもしれないし場所になるのかもしれませんが。本来のアセスメントの形に。

委員長

これは話を進める前に住民と話をしなさいということですか。

兼松委員

はい、もちろんそれは自治体ですとか県にはこういう計画がありますということとは。

委員長

当然アセスは後でやりますよね、その計画が正しいかどうか、問題がないかというアセスメントを。その前の段階ですね。

兼松委員

その前の段階です。

委員長

アセスメントをするための必要な項目を整理するのに、事業者は住民と話し合ってくださいということですか。

兼松委員

必要な事項を入れること。住民が一番最初に知ること、そして参加していく、早い段階から説明をしていくことが必要です。

委員長

そうすると、ちょっとフローを変える必要があるという感じがするなあ。

森朴委員

委員長ちょっとよろしいですか。今のところは兼松委員からご提案がありまして、私も地域住民と事業者がですね、きちんと向かい合うという点においては計画段階ですね地域住民の方の意見を聞くということは大事だと、それで例えばアセスメントをやるについてもですね、ご意見があればそれを取り入れるということは量的には可能であるかなあとは思ってます。ただ、今ちょっと兼松委員のことに直接反論するわけではないんですが、今おっしゃられたような例えばアセスメントであるというようなご批判はですね、これは私どもには無縁であると。事業者としてそれを言われますと、法律が悪いということを経営者の責任にされるような話になりますので。これはアセスメントについてですね、手続き論をきちっと議論する段においてやることは可能だろうと。それともう一つ、アセスメントを必要とする事業は県内においても多数あるわけございまして、これを廃棄物処理施設だけ特殊なアセスメントのル

ールを作るということについては事業者としては納得しがたいという点はワーキンググループの中でも主張しております。両論併記であれば、こういうご意見を出していただくことは構わないということで、お互いに理解しておると思っております。以上です。

堀委員

今のは手続き論ですが、私も森朴委員と同じ意見で、ここかここかここかという具合に場所が決まらない段階で住民に問うていては、事業は先に進まないと思います。まず場所を決めて事業計画を立てて、これないけるかいけないか、その判断をしてから住民に投げかけるのが事業者としては当然です。それが兼松委員の言うアセスメントかどうかはわかりませんが、そのように進めるのが事業展開の順序だと私は思います。

委員長

小林委員。

小林委員

はい、すみません。第2案を私が出したので。私が思ったのは同じようにもともと事業計画はやるつもりで立てられるので、その段階で投げかけてしまうと多分事業自体がダメになるのではないかなというふうに感じました。もう一つはこの段階でというのは、概要は必ずアセスメントの場合は出てくるのでその概要の段階でここを調べて欲しい、あそこを調べて欲しいという具体的な意見を出すためには、やはりある程度しっかりした計画じゃないとできない。(調査が)あそこもあるよ、ここもあるよと住民側から投げかけたときに、計画がころころ変わるような計画で本当に私は信用できるのかなというふうに住民として思ったので。固まった段階で話していただいて、少し余裕があって、いろんな調査をしていただけたらいいのかなということで第2案を出させていただきました。

兼松委員

堀委員と小林委員の意見は、今までの規定の中で行われてきたことなのでよくわかります。ただ、そうするとそれがアセスメントとしてやった時に、本当にそこで可能なかどうかなのか。ダメと出た時にどうするのですか、ということもあるわけです。それから森朴委員が言われました、これを産業廃棄物だけに行わせるのは不合理だと、確かにそういうこともわかるんですけども、順次、県のアセスメントを変えていく、それは必要なことだと思います。きちんと質の高いものにしていく、それがなければ意味はないと思っています。そういう意味で先駆けとなれたらいいなということと、もう一つは産業廃棄物の処分場に関して言えば、今生きている私たちが判断しますが、そこにはずーっと産業廃棄物があるのです。撤去されることももちろん無いわけです。そういうことを考えると率先してやっていただいて、そして早い段階から住民と話し合っていただく、そういうことの方が私はいいと思いますし、住民としてはそれを望みます。

委員長

はい、いずれにしても環境評価の原案を作る場合に、そういうところいろんな人の意見を反映できるようにするにはどうした良いかということをおられるんだと思いますが。ワーキンググループで一番良いところに入るような形で、両論併記という形でもいいでしょう、それぞれの代表でそれが主張したいということですので、全体がどういう形でいくかということはワーキンググループで原案を作ってくださいませ。

それでは時間のこともありますので、進めていきたいと思っております。

はその住民同意の在り方について検討したいと思います。これは前回の委員会で事務局から住民同意を条例で義務付けることは法律に反するというふうに考えていると、そういう県から出されたものです。その根拠となる資料を出していただきますようお願いしました。それで事務局から、この説明をお願いしたいと思います。事務局いいですか。

事務局

<議事資料2-2の説明>

委員長

はい、ありがとうございます。この資料、49ページ、50ページというのは新しく付け加えられました。また51ページのは前の資料ですね、その時に読み上げたものをそのまま出していた。これ見てどうでしょうか、これはやっぱり全体の流れとしては難しいなという考えの方もおられるでしょうし、いや難しいということは分かっているけれども、意思を表明したいという方もいるでしょうし、この辺一言お願いしたいと思いますけれども。

兼松委員

丁寧な資料だと思いますが、前回と何も変わっていません。財産権のことですけれども、確かに土地の所有者の利用方法について、周辺住民が規制をするというのは違法かなという面もあります。では、その方の財産権を行使するために周辺の住民たちはどうなるのだろう、環境に影響のある可能性があるから環境影響評価がされたり、それからさまざまな手続きとして位置づけられている最終処分施設であると私は理解しております。だとすると周辺住民の影響に関する環境影響に関する意思表示というのは、この北村教授の文の中には入っていないと私は思います。それからもう一つは県が条例の文言に入れることに否定的だというのはわかるんですけれども、違法だという判断は裁判所で行います。なので違法との判断は出ていません。

委員長

はい、ありがとうございます。ほかの委員でこの辺はどう考えられますか。はいどうぞ。

森朴委員

おそらく両論併記になってしまうんだろうなと思いますが、住民同意をですね、全面的に否定しているわけでは業界団体としてはありません。アンケート等で廃棄物処理業者の中からもですね、住民同意はあってもいいんじゃないかというのはかなりあります。ましてや廃棄物処理施設を現実に許可を取っておる事業者の中にですね、住民同意を一定の要件としてもいいんじゃないかということがあるのは、これは相互に意見が極端に隔たっているわけではないと思っております。しかし私なんか委員として一貫して申し上げておるのは、手続きとして何に従ったらいいかということを事業者に明確化していただきたいと。たとえばこの住民同意の取得を義務付けるのであれば、住民同意とは何であるかを明らかにしていただかないと住民同意の取りようがない。たとえば住民というのは主体は個人なのか団体なのか自治会なのか、法人格なのか、人格なき社団であるのか何なのかということがわからない状況で同意を取れと言われても取りようがない。例えばある団地自治会があったとして、そこで8割の人の賛成を得たとしても2割の人が反対をした場合に、これを同意とみなすのかどうなのか、そういったことが一切明らかになっていない状況で同意を義務付けられても、これはむしろ議論を複雑化させるだけではないかと、またあるいは地域社会の中に対立を持ち込むだけではないかという懸念が生じます。一方で先ほど兼松委員から地域住

民に対する環境保全上の影響に対してのお話でしたが、それはまさしく廃棄物処理法の法的規制によって担保されるべき、あるいはもし必要であるならば岐阜県において行われているような排水基準であるとか、土壌の基準であるとか、そういう科学的な根拠に基づいて議論されるべきではないかというのが私どもの見解です。以上です。

委員長 スムーズに進めるためにですね、兼松委員から資料提出されてます。その説明を先にしていただけますか。

兼松委員 はい、この資料を提出した理由
①住民同意について県は2005年の政策総点検の中で、すでに住民同意を外したいと考えていたことを明らかにするためです。
②しかし政策総点検の2005年5月18日の環境自然分科会で、否定されたことを明らかにするためです。
③本検討委員会で処分場設置に関わる手続きが不透明だと議論を受ける前から、外したいと考えていたことを明らかにしました。

<議事資料2-3の説明>

委員長 ありがとうございます。ワーキンググループのリーダーの守富委員、この住民同意のところの対応策ですね、これもう一度最後のところだけ説明願えますか、47ページですね。

副委員長 省略したところですね。

<議事資料2-1 34～35ページの説明>

私個人としましてはここのところは両論併記とせざるを得ないし、かつワーキンググループかつ委員会としても法的な議論まで踏み込むことはほとんど無理だと思いますので、これは引き続き、次の課題として残して、そして法律に詳しい方も入れ込んだ格好での委員会を立ち上げていただいて検討して頂くしかないのかなというふうに思っております。ただ、重要なことはこの後2番目の適正処理の確保とも関連するんですが、公共関与の仕方としては、あくまでも県としてはそうしたガイドライン、こういうふうに進めるべきであるというガイドラインの作成、手続き論もそうですが、合意形成のあり方も含めて住民同意のあり方も含めて、公共としての、県としてのガイドラインはある程度作って、先ほど兼松委員からご紹介のありました、先にある程度検討はされたのかもかもしれませんが、今回の委員会の結果を踏まえてのそうしたガイドライン策定で、かつそれを皆さんに周知させるということが重要なことというふうには思っております。

委員長 この両論を併記するというのもありますが、お互いにこの点を協調してやれば一つの項目でまとめられるのではないかと。この合意形成や信頼関係を構築する仕組みになるようなシステムを作るということですね。これがもし可能ならば別にそれでいいわけだけれども、どうもそれがそうでもないのではないかと。どうですか、そういう考えに対して。

小林委員 ワーキンググループの中において、この同意形成のところも一番揉めてたんですね。県はその同意形成に拒否するというのではなくて、出来

るだけそういうふうにもっていきたいという方向なんです、やっぱり法律の壁というものと、森朴委員のお話を聞いていると、非常に大変なんですね。だからもっと努力が報われるような結果とか、そういう方法がないのかなということを散々話し合ったのですが、結局、守富先生の言われるとおり、だんだんだんだん小さな話になったり大きな話になったり、かなり難しい。それが残されるということなので、私も話を聞いていて、非常に難しい、やっぱりこれ、一番立場の違うところなので、難しいというふうに話してました。ただ、私の場合には同意にかかわった人間がかなりいたので一度聞き合わせてみましたけれども、やはりそういうところのコンサルなんかをやっている人間は、同意は必要だということを言います。ただ、これを要件にしてしまうと日本中どこもこういう公共施設はできないということも併せて言っておりましたので、やはりここは岐阜県独自の方法でよく積み上げられてもっともっと時間をかけて話し合う必要があるのではないかと思います。

委員長

どうですかね、この会議の特徴を出すためにいろいろな意見が出てきたけれども、もしこういう項目が実際今後の検討を積み重ねる中で信頼関係が構築されるようなシステムができたとしたら、それは我々みんなが望むところですよ。しかしこれはどうも難しいなというこれまでの懸念があるので、考え方としては両論併記ですね。公共機関が果たす形で、こういった二つの意見があると。しかし狙うところはそういう条例化をしなくたって、自分たちでやれるくらいの気持ちでやってくればそれはいいよということになると思うんですが、それもワーキンググループでまとめていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。それでは、守富委員が言いました、適正処理の確保についても引き続きワーキンググループの案を説明していただきたいと思います。

副委員長

<議事資料2-1 36～39ページの説明>

委員長

そういうような指摘でまとめていただきましたが、私も見てましてね、今言われたようなことは当然のことだと思うんですが、実はそれを具体的にするにはどうするんだというところがね、さっきの委員会で当然ですね、考えられる必要があると思うんですよ。例えば技術の導入なんかでも、これは具体的に挙がってるんですよ、衛星カメラを使ったり、最新技術を使ったりして、具体的に出ていますよね。でもそれ以外は例えば警察組織との連携を一層強化し、摘発を高めるとか、これは当然だけれども、どのように連携して、どうすれば高まるのか、もう一歩具体的にやるというのはこれからたくさんあると思うんですが、挙がっている中で。それは次の宿題というか、守富委員が言いましたような今後の宿題ということで検討課題になっていくだろうと思います。しかし姿勢というか方針というか、方向っていうのはしっかりと出ていると思いますね。その辺のところも今回出た意見も含めて、またワーキンググループでフィードバックをお願いしたいと思います。時間があと30分余りというような感じなので、まず一通りこなしてからということで。それでは、つづいて3つ目の課題となります「支援」について検討したいと思います。

支援については、前回も少しご意見をいただきました。ワーキンググループでこれまでの意見をまとめていただきましたので、課題点の整理と対応策となっておりますが、守富委員から説明をお願いしたいと思います。

す。

副委員長

それでは、引き続きになりますが40ページに「産業廃棄物処理における「支援」について」ということで、これにつきましては、前回までの意見を、皆さんから出されております。ワーキンググループの中でもそういったものを整理しながら来たわけですが、大きくは「排出事業者」、40ページ、それから42ページに「処理事業者」、「収集運搬業者・処分業者」、それから、方法論として43ページに「リスクコミュニケーションの構築」、これはひとつの方法論としては、支援策の一つです。それから支援策として公共関与のあり方として44ページにあります「施設の立地にかかるインセンティブ」、ここもいくつか意見があるかと思えます。大きく分けてこの4つの項目で、それぞれまとめて最初に大まかに概要だけを申し上げます。

<議事資料2-1 40～44ページの説明>

委員長

必要性のあるところで、かなり対応策が出てきたと思えます。

森朴委員

守富委員、45ページの最後のところは。

副委員長

5番目がありました。45ページの「産業廃棄物処理に関する県民理解の促進」。これは、委員会の中で結構重要なところで、先ほどの啓蒙啓発活動というのに関連して、県民の理解を進めるというものです。

<議事資料2-1 45ページの説明>

委員長

具体的に、ていねいに整理していただいているのですが、ここでは、「支援」のところで県の関わり方が結構出てきていると思えます。一つ県に対する要望という形かなと思えますが、どうも情報等が縦割り形式となっておって、もっと効率的というか、機能的というか中身が充実するようなシステムの改善が県の方で必要ではないか。「窓口」というような言葉を使ったりもしていますが、その辺、県はどうですか。こういった支援をする場合に、縦割りだけではなく、横との連携を保ちながら、事業者、住民、そういった人たちと情報公開とか情報提供をしていくといった、そういう体制は考えられますかね。今で十分だとは思ってないですよ。

事務局

どこまでやっても十分でないといわれる、それなりに懸命に努力しているつもりですが、特に不法投棄に関しても、全部情報公開しております。庁内の連絡会議も常にやっております。行政の方に警察の方も来ていただいて連携してますし、それぞれの現地機関である振興局単位でも、地域住民の方を交えた形で廃棄物対策の会議もやっていますが、今回たくさんの方の提案をいただきましたので、きちんと検討して、取り入れられるものから、早急に取り組んでいきたいと思えます。

委員長

是非お願いいたします。

また、時間のことをいっておりますが、20分はたっぷりあります。ここまで三類型のテーマについて、今日は最初に「給付」、それから「規制」、「支援」とやってまいりました。その論議の柱となるのが、ワーキンググループの案でして、これに対していろんな意見を交換していただ

いて、まとめる方向の考え方も提案していただいたと思います。

これをどのようにまとめていくかというのは、第10回目の委員会になりますね。まとめて行くには骨子があるわけですね。それをやはりワーキンググループでこの間に検討していただいております。その辺の話を守富委員からお願いしたいと思います。

副委員長

今の支援、規制のところをもう少し意見をいただきたいかなと思っておりますが、今まで議論をされてきたところで、事前に配布されているマトリックスに基づいて、今まで規制、支援、給付、横軸には排出事業者、処分業者、住民の意見等々、それから委員会、あるいはアンケートに基づいて出てきた意見をマトリックスの中に落とし込む格好で整理してきたわけです。そうしたものに基きまして、次回、最終回までに、まとめなければならない、ワーキンググループで意見を交わしてきました。

とりあえず今日のところは、骨子としてこんな様な骨子でまとめていきたい。中間報告は昨年3月に出ていますので、そこからさらに進んだところを書き込む、あるいは最終的な結論と言えるようなところ、それから両論併記にならざるを得ないところ、等をこれからワーキンググループを2回ほど行った上で最終的な報告書に持ち上げようと思っておりますが、今日のところは、全体の案の骨子として議事資料を見ていただきたいと思っております。

<議事資料3-1の説明>

この方針に基づいて行うつもりですが、「こういうのを書き加えた方が良いのではないか」、あるいは「最終報告としてはこういう項目があっても良いのではないか」という意見を伺っておけば、あとの2回のWGでそこを揉まさせていただきます、最終の委員会の時にはそれに対して案を出せるようにしたいと思っております。以上です。

委員長

ありがとうございました。ワーキンググループの案として57ページの案が提示されているわけです。これを見てどうでしょうか、付け加えることなどございましたら、意見を述べていただきたいのですが。

森朴委員

最終報告に向けて議論をしてきてつくづく感じる事なのですが、やはり産業廃棄物とその処理というのが、ほとんど県民に理解されていないことを痛感します。よく言われる議論の中で、県民が市民が一人一人暮らし方を考えれば産廃の問題が解決するというようなご議論をよく耳にするわけですが、実態において、その県民市民の生活のどの部分の何をしたら産業廃棄物の問題が解決するかということの議論がほとんどなされず、包装紙を減らせば、あるいは生ゴミをコンポストにすれば産廃の問題が解決するというような議論をよく耳にします。現実問題として、ほとんどの市民生活あるいは県民の皆さん方の目にしている廃棄物問題というのは、日常的には家庭ゴミ、一般廃棄物であり、社会的にはほとんどマスコミ等での情報ということだけである。その中で私はよくいろんな所でいろんな場所で市民団体の方とも話をしますが、それらの方々の中から「産廃は私たちの問題ではない」ということを良く耳にします。「それは排出事業者の問題であって私たちの問題ではない」と言われるのですが、実際にはそれらの人々の生活のほとんどすべてを支えている産業活動、経済活動の中で必然として生み出されている産業廃棄物について、ほとんど、やはりご理解が得られていないのが現状だ

と思います。今、ちょうど御嵩の問題で、産業廃棄物処分場を巡る大きな紛争がその解決に向けて議論が進んでいるところでありますが、その中でやはり相互理解の欠如ということを県、事業者、町それぞれが述べておられます。産業廃棄物処理施設の整備について、この検討委員会の議論を通じて広く県民に産業廃棄物のありよう、あるべき処理の姿というのを指し示せればと思って2年間やってきましたが、まだその入り口にも達していないというのを痛感しています。是非、傍聴のメディアの方々にも積極的に産廃問題について報道していただくようお願いしたいと思います。以上です。

堀委員

公共関与のあり方として規制、支援、給付と3つ挙げていますね。当事者に対する規制であり支援であり、そして県自身の給付ということになるのですが、僕はいつも不法投棄のことを言っていますが、もう一つの柱として「広報」を付け加えたらいいと思います。今の段階から変更がきくかどうか分かりませんが、是非お願いしたい。

支援の中に「産業廃棄物に関する県民理解の促進」という項目が挙げられていますが、一般県民に対する広報ということも、県の公共関与の重要な部分だと思いますので、独立した4本目の柱としてもっとウェイトをかけてもいいのではないかと考えています。

委員長

現状では、県内の産業廃棄物関係の問題も含め、県民に対して情報を流しておられますよね。どうやっておられますか。

事務局

今は県のホームページの中でいろんな広報を行っておりますし、産業廃棄物につきましては、県内5圏域の圏域ごとに産業廃棄物の排出から最終処分までをバスツアーという形で、県民の皆様、子供さんも対象にして見ていただいています。

小林委員

私は教育の現場で環境関係の講座を行っております。小学校4年生の現場がゴミとリサイクルが多いのですが、残念ながら学校の先生の意識がリサイクルが一番良いというところから、15年くらい前からほとんど変わっていないんです。「リサイクルって良いことですよね」と聞かれ、「いや、ものによって違う」という答え方をすると、○か×かなんですよ、先生方は。そこからの意識を変えないといけないと思って一生懸命活動はしておりますけれど、たぶん「岐阜県産業廃棄物ものがたり」、「らいちゃま博士の環境探検」、あのあたりがいくら配布されても、先生は読んでおりません。もう少しやはり教育現場との関係は環境が必ず必要だと思います。未来の子ども達にどうしていくかというのは、それは国の施策からして文科省とあまり仲が良くないので、難しいところではありますけれども、それをバスツアーであるとか、一部ではなく、教育の現場にもう少し持ち出すことと、もう一つは教育関係者に対する大きな支援というかそういう授業案、あるいはそういうものの配布が必要な時代です。それは温暖化の施策とも絡んできますけれども、やはり広報と言うよりも、かなり教育で変わってきます。30代40代はもう少し暇にならないとその意識は働かないと思っていますので、是非とも中学生、小学生、あるいは高校生に至るまでいろんなところがあるので、その整備をしていただきたいと思います。かなり古いです。行政がタイムラグがあると言っても1年や2年のことですが、教育現場は10年単位のタイムラグです。

兼松委員 教育関係のことですけれど、確かにそういうことがあると思います。ただ、学校は非常に多くのものを抱え込んでいて、心の教育をすることだとか、食育のことだとか、家庭が本来担わなければならないようなことまで入っていることがある。なので、それはやるとしても、県として文部科学省に環境教育がきちんと指導要領の中に位置づけられるように要望してもらわないと、教師の重荷になる可能性がある。

委員長 わかります。社会教育、環境教育というものをしっかりと県民レベルに広げていくには、教育委員会なども積極的に関わりながら、それを例えば県の廃棄物行政との繋がりの中でどういうふうに結びつけていくとか、そういうような公的な関わりも考えられるし、そういう方法もやりながら、広い意味での広報、これを充実させていくというのが必要かなということですね。

小林委員 もう一言だけ言わせて下さい。残念ながら、岐阜県の教育委員会の中には「環境教育」という文言は一言もございません。ですから、是非環境部の方から「環境教育」という文言を入れていただくように、押し進めていただきたいと思います。

兼松委員 先ほどの処理施設を作っていく上での手続きの話の中で、2つだけ言わせて下さい。説明会をする、事業者の方が説明会をする、そのときに、お帰りになられた二人の市町村会長に伺いたかったのですが、お帰りになってしまわれたので聞くことが出来ませんでした。次の委員会で聞くことが出来たらと思います。住民説明会の時にどなたかがきちんと、事業者と住民だけでなく、もうひとつ入っていただけたら良いと思います。それは、許認可をする県ではなくて、できることなら市町村が、当該市町村の職員の方がそこにいて、説明や住民の意見や、それからその時の空気というのを県に報告していただいたり、自治体で共有できたら良いかなと思っています。それを提案いたします。

それから、もう一つですけれど、住民説明会の時に住民の代理人が参加できる仕組みが私は必要だと思っています。それは、行政不服審査法の中でも代理人制度が認められているということもあって、弁護士でなくても良いこと、代理人であることを証明する委任状のような様式をもって代理人を確認するというようなことを、是非位置づけていきたいと思っています。以上です。

委員長 ありがとうございます。いろいろな意見が出てまいりまして、そういった意見をまとめる際に活かしていきたいと思っています。あと5分ほどになりましたが、今日は大体議事の内容は何とかこなせた形ですが、まだもう1回ありますので、その間に案を出していただいて、その案を委員の方に見ていただいて、さらに案に対する意見を出していただいて最終的に良い形になるように整理していきたいと思っています。

ここで、少し時間がありますので、傍聴人の方に本日の議事に関連して意見がございましたら、どなたかご発言をお願いしたいと思います。

傍聴人 今日は貴重なお話を聞かせていただきまして有り難うございました。私が傍聴させていただくのは今回で2回目になります。ネットの方では皆さんのお話を見させていただいておりますけれども、私の今の状況は産業廃棄物の中間処理業に携わっている者です。今日のお話の中でですね、たくさん私も現場で携わっておりますので、お話ししたいことが

あるんですけど、この委員会があと1回で終わられるということですが、この先も10回目が終わられましたら、また1回目から続けられるわけですか？

委員長

この委員会の役割は提言を知事に提出して活かしていただきたいということですから、それを活かす段階でまた何か行おうとすれば、また委員会が立ち上がるのかもしれませんが、それはこの後のことだと思います。この委員会としてはあと1回という事になります。

傍聴人

皆さんに理解していただきたいこととして、2つのお願いがあります。1回目の時の傍聴もそうでしたし、今日もそうでした。産業廃棄物処理施設はほとんど皆さんが話されているのは最終処分場のことだと思います。ただ、国の3Rに基づいて岐阜県は岐阜県の環境基本計画というのを平成18年から22年の計画で出しております。これは3Rに基づいて減量、再生利用、再利用ですね。これに基づきまして私どもは今事業をやろうとしています。そうすると、減量、再生利用、再利用するのは最終処分場じゃないんです。中間処理業なんです。破碎、選別、圧縮というところ、その辺をもう少し議論で押さえて下さい。ここが、排出事業者がどれだけゴミを出しても、ゴミを減量することに繋がります。これがまず一つです。

それと、ワーキンググループの方が非常にご苦労なされている同意の件です。今、私ども同意で苦しんでおります。現場は嘘だらけです。行政も地元もですね、凄いものがあります。胸のここにいろんなものを付けた方が、間違った答えで圧力をかけられていることがあります。そういう現場があると言うことを、一度、こういう上辺だけでなく、今、産業廃棄物処理施設という形の申請が出ているところですから、必ずそういう目で見て欲しいと思います。現場はひっくり返したところが一杯です。私どもの事業計画書もやっている事業も、全ての方に有識者の方にも認められております。現場では全然認められておりません。それが嘘になっているからです。そういうことで、同意のあり方についても、一度皆さんのほうで、現場に出向かれて、ひょっとしたら私と会うかもしれません。今もまだ続けておりますが、そういうものがあるんだと、何故行政がそれを分からないのか、という形のもので、もう一度考え直していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

有り難うございました。県の方にお伺いしますが、今の話というのは廃棄物関係の話ですが、こういったいろんな問題点を汲み取る意味で、いわゆる目安箱みたいなものを設置して、そういう情報があれば自由に県の方へ出して下さいというシステムはありますか。一応情報収集という意味でね、県のいろんな所でどんなことが起こっているのかという情報をいただければ有り難いですよね。

事務局

そういった目安箱のようなものは、不法投棄に関しては設けています。一般の許認可とか処理施設に関しては設けていませんけれど、その様な目安箱を設けなくとも、毎日のように県の所管部署の方にはいろんな意見がいろんな方から来ていますので、組織全体で対応しています。問題があったらこういうところに電話なり投書して下さいというような目安箱自体は、不法投棄以外については設けていません。

委員長

良い意見が出てくるのは拾った方がよいですからね、そういうことも

考えていきたいですね。

事務局

分かりました。

傍聴人

御嵩町からまいりました。今日のお話を聞いておりました、私は住民同意については是非お願いをしたいと思います。御嵩町の問題がまた最近取り沙汰されていますが、御嵩町でも許可要件が整っていれば、県としては許可せざるを得ないということ、当時言われておりました、それで、住民投票という手段をとったわけですが、住民にとっては、住民の同意というのはやはり最後の砦なんですね。それで、事実上同意の部分でしか関われないということがあるので、住民同意は是非入れていただきたいと思います。そして、条例の中に盛り込んでいただくことを切に望んでいます。それから、やはり早い段階からの住民への情報公開、環境アセスがある程度整ってからの情報公開ではなくて、まだ、候補地に上がってこれから環境アセスというところで、情報公開を是非行って欲しいということ望みます。以上です。

委員長

有り難うございました。たくさんの追加意見を出していただきまして、これを参考にワーキンググループでまとめていただきたいと思います。予定の時間を若干過ぎました。それでは、事務局の方へマイクをお返しします。どうもありがとうございました。

司会

長時間に渡りご議論いただきまして誠に有り難うございました。
本日の議事録につきましては、いつものように近日中に委員の皆様にご確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。有り難うございました。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 9 回 委員会出席者名簿

■ 委 員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）
小林由紀子（環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
加藤光貞（元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
堀 義博（社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）
森 真（岐阜県市長会会長）
稲葉貞二（岐阜県町村会会長）

【欠席委員】

田辺桜子（NPO法人ごみGネット）

出席者数： 10名

欠席者数： 1名

■ 事務局

高田幸三（岐阜県環境生活部長）
古田常道（岐阜県環境生活部次長）
正木秀明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
奥村政文（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）
永田幸範（岐阜県環境生活部不法投棄監視課・廃棄物対策課総括管理監）
市原 裕（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
新谷哲也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
細井紀也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
ほか事務局担当者